

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成29年6月22日

担	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 加藤 辰明
当	需給調整事業第二課長補佐 磯 浩之
	主任需給調整指導官 野上 浩一
	電話 03-3452-1474
	FAX 03-3452-5361

## 民間人材ビジネスに対する指導監督状況をまとめました

～ 労働者派遣事業所の 72.4%に法令違反、2社に対して行政処分 ～

東京労働局（局長：渡延 忠）は、平成 28 年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業及び職業紹介事業）に係る指導監督状況を取りまとめましたので、公表します。

### <平成 28 年度指導監督概要>

#### 【行政処分】

- ☆ 悪質な法令違反により、有料職業紹介事業者 1 社及び労働者派遣元事業主 1 社に対して許可取消しなどの行政処分を実施した。

#### 【行政指導】

- ☆ 労働者派遣事業 1,650 事業所、職業紹介事業 622 事業所に対して指導監督を実施した。（3 ページの表 1 を参照）
- ☆ 指導監督を行った事業所のうち、労働者派遣事業については 72.4%、職業紹介事業については 28.1%の事業所に対して是正指導を実施した。（3 ページの表 3 を参照）

## I 行政処分の実施状況

平成 28 年度は 2 社に対して労働者派遣法及び職業安定法に基づき行政処分を行った。

- ・労働者派遣事業改善命令(労働者派遣法第 49 条第 1 項)……1 件
- ・有料職業紹介事業停止命令(職業安定法第 32 条の 9 第 2 項)……1 件
- ・有料職業紹介許可取消し(職業安定法第 32 条の 9 第 1 項)……1 件

	事業区分	処分理由	処分内容	処分日
1	特定労働者派遣 1社	他者が雇用する労働者を出向と称する契約により受け入れ、IT サービス提供会社に労働者派遣を行ったため。	改善命令	平成28年11月28日
2	有料職業紹介 1社	職業安定法で禁止されている建設業務の職業紹介及び架空、改ざんした求職者情報の提供により平成 27 年に事業停止命令(1カ月)を行ったが、当該停止命令期間中に職業紹介を行ったため。	事業停止命令 2カ月	平成28年11月28日
3	有料職業紹介 1社	上記2の事業所において事業停止命令(2カ月)を行ったが、当該停止命令期間中に再度職業紹介を行ったため。	許可取消し	平成29年3月15日

※上記2、3の事案については、同一事業所となる。

※ 平成 27 年 9 月 30 日から労働者派遣法の改正により、一般、特定労働者派遣事業の区分がなくなり、すべて許可制による労働者派遣事業となっています。なお、特定労働者派遣事業については、平成 30 年 9 月 29 日までの間、引き続き常時雇用される労働者だけを対象とした労働者派遣事業を行うことができます。

## II 行政指導の実施状況

### 表1 指導監督実施事業所数

	平成28年度	平成27年度	対前年度比
全事業所数 計	2,640 件	2,527 件	4.5%
うち労働者派遣事業	1,650 件	1,647 件	0.2%
うち請負事業	346 件	240 件	44.2%
うち職業紹介事業	622 件	623 件	▲0.2%
うちその他(募集等)	22 件	17 件	29.4%

### 表2 是正指導を行った延べ事業所数

	平成28年度	平成27年度	対前年度比
全事業所数 計	1,557 件	1,596 件	▲ 2.4%
うち労働者派遣事業	1,195 件	1,365 件	▲12.5%
うち請負事業	183 件	130 件	40.8%
うち職業紹介事業	175 件	90 件	94.4%
うちその他(募集等)	4 件	11 件	▲63.6%

### 表3 是正指導率 (上記、表2÷表1×100)

	平成28年度	平成27年度	対前年度比
全事業所数 計	59.0%	63.2%	▲ 4.2P
うち労働者派遣事業	72.4%	82.9%	▲10.5P
うち請負事業	52.9%	54.2%	▲ 1.3P
うち職業紹介事業	28.1%	14.4%	13.7P
うちその他(募集等)	18.2%	64.7%	▲46.5P

### 表4 主な指導内容

#### (1) 労働者派遣事業に関するもの

##### ① 派遣元事業主への指導内容

○就業条件の明示 (労働者派遣法第34条第1項)	・就業条件の明示の内容に不足がある、あるいは明示がなされていない。
○派遣元管理台帳 (労働者派遣法第37条第1項)	・派遣元管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約 (労働者派遣法第26条第1項)	・組織単位、派遣終了後の派遣労働者の雇用に関する紛争防止措置が定められていない。 ・派遣就業の時間外労働の限度時間数や休日労働の限度日数が定められていない。
○派遣先への通知 (労働者派遣法第35条第1項)	・派遣元事業主から派遣先へ通知する内容に不備がある。
○マージン率等の情報提供 (労働者派遣法第23条第5項)	・派遣労働者に対し、マージン率等の情報提供が正しく行われていない。

## ② 派遣先への指導内容

○派遣先管理台帳（労働者派遣法第42条第1項）
・派遣先管理台帳の記載内容に不備がある。
○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）
・組織単位、派遣終了後の派遣労働者の雇用に関する紛争防止措置が定められていない。 ・派遣就業の時間外労働の限度時間数や休日労働の限度日数が定められていない。

## (2) 請負業者、発注者への指導内容

○労働者供給事業（職業安定法第44条）
・請負契約と称して、実態は労働者を供給又は受け入れている。
○労働者派遣契約等（労働者派遣法第26条第1項等）
・労働者派遣の実態にも関わらず、労働者派遣契約を適正に締結していない。 ・派遣元、派遣先管理台帳を備えていない。

## (3) 職業紹介事業者への指導内容

○労働条件の明示（職業安定法第5条の3第1項）
・求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○帳簿書類の備付け（職業安定法第32条の15）
・求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。
○取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）
・取扱職種の範囲を明示していない。 ・手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示していない。

## Ⅲ 法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを開催した。

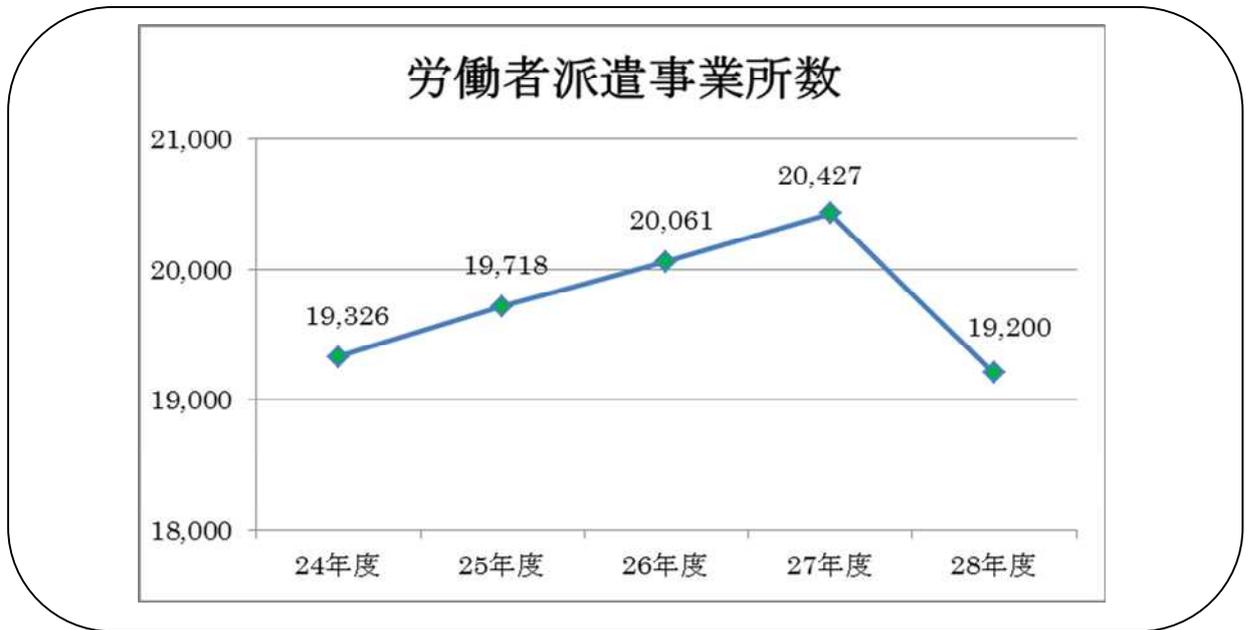
対 象	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	80	5,146
派遣先	12	789
職業紹介事業者	48	2,211
労働者	10	290
その他（関係団体等）	14	969
合 計	164	9,405

※上記のほか、ハローワークが行う学卒求人申込説明会にて改正派遣法の説明を実施。  
(23回、4,506人の参加)

#### IV 平成 29 年度の指導監督方針のポイント

- 労働者派遣事業の適正な運営を確保するため、派遣労働者、派遣元事業主、派遣先に対し、積極的に法制度の周知を図るとともに、派遣期間の制限、派遣労働者の雇用安定措置、キャリアアップ措置など、改正労働者派遣法の施行状況を確認します。  
また、職業紹介の機能強化や求人情報等の適正化等を内容とする改正職業安定法について、積極的に周知、広報に取り組み、円滑な施行に努めます。
- 悪質な違反を行った事業者や違反を繰り返す事業者、いわゆる偽装請負を行う事業者に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施します。また、違反が多発する業界に対しては、個別の指導監督のほか、業界団体と連携した周知活動や集団的な指導を効果的に実施します。

#### <参考:東京労働局管内許可届出事業所数の推移>



※事業所数は、各年度末現在